

志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の届出

2020年8月21日
北陸電力株式会社

本日（8月21日）、志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画^{※1}を内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出ましたのでお知らせします。

当社は、志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画（以下「計画」という。）の修正について、石川県、志賀町及び富山県との協議^{※2}が終了したことから、本日（8月21日）原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第7条第3項^{※3}に基づき、内閣総理大臣及び原子力規制委員会へ届け出ました。（別紙参照）

当社としては、引き続き、緊急時対応体制の継続的改善に取り組むとともに、志賀原子力発電所の更なる安全確保に万全を期してまいります。

以 上

別紙：「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」修正の要旨について

※1 原子力事業者防災業務計画

原災法第7条第1項に基づき、原子力発電所における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定めた計画。

※2 石川県、志賀町及び富山県との協議

原災法第7条第2項において、原子力事業者は、計画を修正しようとするときは、修正しようとする日の60日前までに、原子力事業者の所在都道府県（石川県）、所在市町村（志賀町）及び関係周辺都道府県（富山県）に計画の案を提出して協議しなければならないことを規定。

※3 計画の届出

原災法第7条第3項において、原子力事業者は、計画を修正したときは、速やかに内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出なければならないことを規定。

「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」修正の要旨について

【計画の主な修正内容】

○緊急時活動レベル（E A L）見直しの反映

原災法関係法令の改正（2月21日公布、8月21日施行）等に伴い、E A Lの判断基準等の関連記載を変更する。

○発電所組織の職務見直しに伴う変更

発電所組織の職務が見直し（発電所施設防護課の業務の一部が総務課へ移管）されることに伴い、発電所機能班の業務所掌・班名称等について変更する。

○その他

防災基本計画の修正に伴う用語の変更（「原子力保安検査官」⇒「原子力運転検査官」）を反映する。

等

(参考 原子力事業者防災業務計画の主な内容)

項目	主な内容
第1章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的、基本構想、計画の運用と修正及び定義
第2章 原子力災害予防対策 の実施	原子力防災組織の設置、原子力災害の情勢に応じた原子力防災体制の整備、通報や業務に必要な設備及び資機材の整備、原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施、国・地方公共団体・地元防災関係機関との連携 等
第3章 緊急事態応急対策等 の実施	原子力災害対策特別措置法に基づく通報、本部の設置、原子力事業所災害対策支援拠点の設置、応急措置（応急復旧、原子力災害の発生又は拡大の防止、原子力緊急事態支援組織との連携、オフサイトセンターへの要員の派遣等）の実施 等
第4章 原子力災害事後対策	発電所の復旧対策、行政機関等への要員の派遣 等
第5章 その他	他の原子力事業者への協力

以上